

## 序章 答案の書き方 p1～4

1. 民事訴訟法で書くべき一般論の範囲 p1～3
2. 判例の使い方 p3～4
3. 要件事実 p4

## 第1章 裁判所

### 第1節. 法律上の争訟 p5

[論点1] 宗教問題 (最判 S55.1.11・百1等)

### 第2節. 管轄 p6～7

[論点1] 管轄の合意の解釈

[論点2] 管轄違いによる合意管轄裁判所への移送の制限

[論点3] 管轄選択権の濫用 (札幌高決 S41.9.19・百A2)

[論点4] 裁量移送の相当性判断 (最決 H20.7.18・百3)

## 第2章 当事者

### 第1節. 当事者の確定 p9～12

[論点1] 当事者の確定

[論点2] 氏名冒用訴訟

・判決効は被冒用者に及ぶか (大判 S10.10.18・百5)

・再審の訴え

・再審の訴え以外の救済方法 (最判 H22.4.13・H22 重判3)

[論点3] 死者名義訴訟 (大判 S11.3.11・百6、最判 S51.3.15)

[論点4] 法人格の同一性 (最判 S48.10.26・百7)

[論点5] 表示の訂正 (大阪地判 S29.6.26・百A3)

### 第2節. 当事者能力 p13～16

[論点1] 権利能力なき社団 (最判 S42.10.19・百8)

[論点2] 民法上の組合の当事者能力 (最判 S37.12.18・百9)

・民法上の組合にも29条を適用することができるか

・組合員への判決効の拡張

[論点3] 権利能力なき社団 (任意的訴訟担当として構成) (最判 S47.6.2)

[論点4] 権利能力なき社団 (解釈による法定訴訟担当として構成) (最判 H26.2.27・百10)

[論点5] 入会団体 (判 H6.5.31・百11)

### 第3節. 当事者適格 p17～29

#### 1. 法定訴訟担当 p17～28

##### (1) 担当者のための法定訴訟担当 p17～26

[論点1] 債権者代位訴訟における代位債権者の原告適格

[論点2] 債権者代位訴訟における債務者の参加 (最判 S48.4.24・百108)

・独立当事者参加

・共同訴訟参加

[論点3] 債権者代位訴訟における他の債権者の参加

・独立当事者参加

- ・共同訴訟参加

[論点 4] 詐害行為取消訴訟における債務者の参加

- ・共同訴訟参加
- ・独立当事者参加
- ・共同訴訟的補助参加
- ・通常の補助参加

[論点 5] 詐害行為取消訴訟における他の債権者の参加

- ・共同訴訟参加
- ・独立当事者参加
- ・通常の補助参加・共同訴訟的補助参加
- ・別訴提起

## (2) 権利義務の帰属主体のための法定訴訟担当 p26～28

[論点 6] 遺言執行者の当事者適格 (最判 S51.7.19・百 12 等)

- (論証 1) 遺贈目的物についての管理处分権に基づく法定訴訟担当 (最判 S31.9.28 等)
- (論証 2) 遺言無効確認の訴え (最判 S51.7.1.19・百 12)
- (論証 3) 受遺者の相続人に対する移転登記手続請求権 (最判 S43.5.31)
- (論証 4) 相続人の受遺者に対する抹消登記手続請求 (最判 S51.7.19・百 12)
- (論証 5) 「相続させる」旨の遺言がされた不動産の賃借権確認訴訟 (最判 H10.2.27)

[論点 7] 相続財産管理人の当事者適格 (最判 S47.11.9・百 A5)

## 2. 任意的訴訟担当 p28

[論点 8] 明文なき任意的訴訟担当 (最大判 S45.11.11・百 13)

## 3. その他の論点 p28～29

[論点 9] 法人の内部紛争

- (論証 1) 宗教法人の代表役員の地位の不存在確認訴訟における原告適格 (最判 H7.2.21・百 14)
- (論証 2) 法人の理事者たる地位の存否の確認訴訟における被告適格 (最判 S44.7.10・百 15)

## 第 4 節. 訴訟能力 p30～31

[論点 1] 訴訟能力を欠く場合の措置

- (論証 1) 訴訟能力の欠缺を理由とする却下判決に対する上訴
- (論証 2) 訴訟無能力を看過して下された本案判決に対する上訴・再審
- (論証 3) 訴訟能力の欠缺を看過して下された本案判決に対する請求異議の訴え・執行文付与に対する異議の訴え
- (論証 4) 訴訟の成立後に訴訟能力の欠缺が生じた場合

[論点 2] 意思無能力状態での訴訟行為 (最判 S29.6.11・百 16)

[論点 3] 離婚訴訟の特別代理人 (最判 S33.7.25・百 17)

## 第 5 節. 弁論能力 p31

## 第 6 節. 訴訟上の代理 p32～33

[論点 1] 訴訟上の代理人の和解権限の範囲 (最判 S38.2.21・百 19)

[論点 2] 顕名なき訴訟代理

[論点 3] 弁護士代理の原則に違反する訴訟行為の効力

[論点 4] 法人の代表権と表見代理 (最判 S45.12.15・百 18)

## 第 7 節. 選定当事者 p34

[論点 1] 選定当事者の和解権限 (最判 S43.8.27・百 A4)

### 第3章 訴えの提起

#### 第1節 訴えの概念 p35

#### 第2節 広義の請求の特定 p35

[論点1] 債権額が明らかでない訴状による訴えの適法性 (最判 S27.12.25)

#### 第3節 訴訟物 p35～36

[論点1] 訴訟物理論

#### 第4節 訴えの類型 p37～45

##### 1. 現在の給付の訴え p37～38

[論点1] 抹消登記手続請求において抹消登記の実行可能性がない場合 (最判 S41.3.18・百21)

[論点2] 建物収去土地明渡請求訴訟

##### 2. 将来の給付の訴え p38～39

[論点1] 継続的不法行為に基づき将来生ずべき損害賠償請求権 (最判 S56.12.16・百22)

##### 3. 確認の訴え p39～43

[論点1] 証書真否確認の訴え

[論点2] 遺言無効確認の訴え (最判 S47.2.15・百23)

[論点3] 遺産確認の訴え (最判 S61.3.13・百24)

- ・過去・現在いずれの法律関係を確認対象としているか
- ・共有持分確認の訴えとの関係

[論点4] 法人の理事会の決議の効力を争う訴え (最判 S47.11.9・百A10)

[論点5] 子の死亡後の親子関係確認の利益 (最判 S45.7.15・百A9)

[論点6] 具体的相続分確認の訴え (最判 H12.2.24・百25)

[論点7] 遺言者の生存中における遺言無効確認の訴え (最判 H11.6.11・百26)

[論点8] 敷金返還請求権の確認の訴え (最判 H11.1.21・百27)

[論点9] 将来の雇用者たる地位の確認 (東京地判 H19.3.26・百28)

- ・確認対象の適否
- ・即時確定の利益

##### 4. 形成の訴え p43

[論点1] 選任された役員がすでに全員退任している場合 (最判 S45.4.2・百30)

##### 5. 形式的形成訴訟 p43～45

[論点1] 境界確定の訴え

(論証1) 形式的形成訴訟 (最判 S43.2.22・百35)

(論証2) 当事者適格 (最判 H7.3.7、最判 S58.10.18、最判 H7.7.1)

#### 第5節 訴訟要件 p46～47

[論点1] 訴訟要件の審理を尽くさない請求棄却判決 (大判 S10.12.17)

[論点2] 訴訟要件の審理

(論証1) 審理の開始

(論証2) 資料収集

[論点3] 訴訟判決の既判力

(論証1) 既判力の有無

(論証2) 既判力の客観的範囲

#### 第6節 重複起訴の禁止 p48～54

1. 重複起訴禁止の規律内容 p48
2. 反訴・独立当事者参加 p48～49
3. 重複起訴を看過して下された判決 p49～50
4. 論点 p50～54

[論点 1] 主要な争点が共通するにとどまる場合

[論点 2] 債務不存在確認訴訟と手形訴訟（大阪高判 S62.7.16・百 37）

[論点 3] 相殺の抗弁（1）抗弁先行型

[論点 4] 相殺の抗弁（2）抗弁後行型（訴え先行型）（最判 H3.12.17・百 37①）

[論点 5] 相殺の抗弁（3）明示の一部請求と相殺の抗弁（最判 H10.6.30・百 38）

[論点 6] 相殺の抗弁（4）一部請求の棄却判決確定後に、後訴において債権の残部を相殺の抗弁に供することの可否  
（最判 H10.6.30・百 38 の園部裁判官補足意見）

[論点 7] 相殺の抗弁（5）反訴請求債権を本訴において相殺の抗弁に供することの可否（最判 H18.4.14・百 A11）

[論点 8] 相殺の抗弁（6）本訴請求債権を反訴請求に対する相殺の抗弁に供することの可否（最判 R2.9.11・R2 重判 2）

#### 第 7 節. 時効の更新・完成猶予 p55～56

[論点 1] 明示の一部請求による残部請求の消滅時効の更新・完成猶予（最判 H25.6.6・H25 重判 1）

（論証 1）時効更新

（論証 2）時効完成猶予

### 第 4 章 訴訟手続の進行

#### 第 1 節. 職権進行主義 p57

#### 第 2 節. 期日・期間・送達 p57～59

[論点 1] 付郵便送達（最判 H10.9.10・百 39）

[論点 2] 補充送達として、受送達者と事実上の利害関係のある同居人等に対して書類が交付された場合（最判 H19.3.20・百 40）

- ・受送達者と事実上の利害関係の対立のある同居人等に対して書類が交付された場合における補充送達の効力
- ・受送達者の手続関与の機会を欠く場合における再審事由

[論点 3] 公示送達の不知と追完（最判 S42.2.24・百 A12）

### 第 5 章 口頭弁論とその準備

#### 第 1 節. 口頭弁論の必要性・基本原則 p61

口頭弁論中心主義／必要的口頭弁論の原則／口頭弁論の基本原則

#### 第 2 節. 口頭弁論の実施 p61～62

[論点 1] 弁論の再開が義務付けられる場合（最判 S56.9.24・百 41）

[論点 2] 併合前の証拠調べの結果の取り扱い

- ・証人尋問（最判 S41.4.12）
- ・書証

#### 第 3 節. 攻撃防御方法の提出時期 p62～64

1. 「時期に後れて」 p62

2. 「故意又は重大な過失」 p62～63

[論点 1] 弁論準備手続終了後の新たな攻撃防御方法の提出

3. 「訴訟の完結を遅延させる」 p63～64

[論点 2] 建物買取請求権の行使（最判 S45.4.23・百 45）

- ・「悪意又は重大な過失」
- ・「訴訟の完結を遅延させる」

## 第6章 弁論主義

### 1. 総論 p65

[論点1] 弁論主義の根拠と機能の関係

### 2. 弁論主義の内容 p65～66

[論点2] 主張共通の原則（最判 H9.7.17・百50）

[論点3] 訴訟資料と証拠資料の峻別

[論点4] 証拠共通の原則

### 3. 判決をすることの可否・判決の基礎とすることの可否 p66～67

### 4. 弁論主義第1テーゼの問題類型 p67～68

### 5. 弁論主義第1テーゼに関する論点 p68～72

[論点5] 主要事実の捉え方

[論点6] 弁論主義は間接事実にも適用されるか

[論点7] 相続による特定財産の取得の要件事実（最判 S55.2.7・百46）

[論点8] 代理人による契約締結（最判 S33.7.8・百48）

[論点9] 別口債務への弁済（最判 S46.6.29・百A15）

[論点10] 事後的な所有権喪失原因（最判 S41.4.12・百A16）

[論点11] 公序良俗違反（最判 S36.4.27・百48）

[論点12] 間接反証事実（大判 T5.12.23・百49）

[論点13] 権利抗弁と事実抗弁の区別（最判 S27.11.27・百51）

[論点14] 職権による過失相殺

（論証1）過失相殺の主張の要否（権利抗弁か否か）（最判 S43.12.24・百A17）

（論証2）「過失」を基礎づける事実の主張の要否

[論点15] 主張事実と認定事実との細部の不一致

[論点16] 主張の解釈の限界（最判 S27.11.27、最判 S26.2.22、最判 S45.6.24）

### 6. 積明権・積明義務 p73～75

[論点17] 請求原因の変更を示唆する積明（最判 S45.6.11・百52）

[論点18] 不意打ち防止のための積明義務（最判 S39.6.26・百53）

[論点19] 積明義務違反を理由とする控訴・上告

[論点20] 行き過ぎた積明権の行使が違法となる場合

[論点21] 法的観点指摘義務（名古屋高判 S52.3.28）

## 第7章 訴訟行為

### 第1節 総論 p77～78

[論点1] 仮定的主張についての審理・判断の順序（東京地判 H22.7.27）

[論点2] 訴訟行為に対する私法規定の適用可能性（最判 S46.6.2）

### 第2節 訴訟上の合意 p79

[論点1] 訴訟上の合意の有効性

[論点2] 訴訟上の合意の法的性質

### 第3節 訴訟における形成権の行使 p80～81

[論点1] 訴訟における形成権の行使

[論点2] 訴訟上の反対相殺 (最判 H10.4.30・百 44)

- ・ 訴訟上の反対相殺
- ・ 訴訟外における反対相殺

### 第4節 訴訟上の信義則 p82～83

#### 1. 訴訟上の権能の濫用の禁止 p82

[論点1] 有限会社の社員総会決議不存在確認訴訟における訴権の濫用 (最判 S53.7.10・百 31)

#### 2. 訴訟上の禁反言 p82～83

[論点2] 訴訟上の信義則による攻撃防御方法の提出の制限 (最判 S51.3.23・百 42)

#### 3. 訴訟上の権能の失効 p83

#### 4. 訴訟状態の不当形成の排除 p83

## 第8章 証拠

### 第1節 証拠調べ p85～89

#### 1. 証拠 p85

#### 2. 照明の意義 p85

#### 3. 証拠の申出

[論点1] 唯一の証拠方法の申出の採否 (大判 M33.6.30)

#### 4. 書証 p85～89

##### (1) 文書の証拠力 p85～87

[論点2] 処分証書に関する二段の推定

- ・ 文書の成立の真正を証明する必要性
- ・ 処分証書の意義
- ・ 二段の推定 (228条4項)

[図解] 通謀虚偽表示の主張の位置づけ

##### (2) 文書提出命令 p87～89

[論点3] 利益文書の意義

[論点4] 「職業の秘密」 (最決 H18.10.3・百 67)

[論点5] 金融機関が保有する顧客情報 (最判 H19.12.11・H20 重判 3)

[論点6] 自己利用文書 (最決 H11.11.12・百 69、最決 H12.12.14)

### 第2節 自由心証主義 p90

### 第3節 証明責任 p90～91

[論点1] 証明責任の分配基準

[論点2] 虚偽表示における第三者の善意

[論点3] 背信行為と認めるに足りない特段の事情 (最判 S41.1.27・百 64)

[論点4] 間接反証事実

### 第4節 証明を要しない事実 p92～99

#### 1. 裁判上の自白 p92～98

[論点1] 裁判外の自白など

[論点2] 審判排除効と撤回禁止効の関係

[論点 3] 証明不要効と審判排除効の関係

[論点 4] 間接事実の自白

[論点 5] 制限付き自白・理由付否認・仮定抗弁

[論点 6] 自己に不利益な事実

[論点 7] 文書の成立の真正についての自白

[論点 8] 債権譲渡を推認する家屋売買の事実（最判 S41.9.22・百 54）

[論点 9] 権利自白

[論点 10] 自白の撤回

- ・相手方の同意（大判 T4.9.29・百 56）
- ・刑事上罰すべき他人の行為による自白の惹起（最判 S36.10.5）
- ・錯誤（最判 S25.7.11）

[論点 11] 自白成立後に訴えの変更や反訴により係争利益が変化した場合における、自白の撤回の可否（旧司法試験昭和 61 年第 2 問）

## 2. 擬制自白 p98～99

[論点 12] 弁論の全趣旨により擬制自白の成立が否定される場合（最判 S43.3.28・百 A19）

[論点 13] 自己が証明責任を負う事実についての擬制自白の成否

## 3. 顕著な事実 p99

# 第 9 章 裁判によらない訴訟の終了

## 第 1 節. 訴えの取下げ p101

[論点 1] 本案判決後の訴え取下げによる再訴禁止効（最判 S52.7.19・百 A29）

## 第 2 節. 請求の放棄・認諾 p101～102

[論点 1] 1 つの可分的請求の一部についての放棄・認諾

[論点 2] 請求の放棄の手續

[論点 3] 請求の放棄・認諾の既判力

## 第 3 節. 訴訟上の和解 p102～103

[論点 1] 訴訟上の和解と適法な訴訟係属

[論点 2] 訴訟上の和解の既判力（最判 S33.6.14・百 93）

[論点 3] 和解契約の解除と訴訟の終了（最判 S43.2.15・百 94）

# 第 10 章 処分権主義 p105～111

## 1. 意義 p105

## 2. 根拠・機能 p105

## 3. 論点 p105～111

[論点 1] 質的な一部認容の限界

[論点 2] 法定解除と合意解除（最判 S32.12.24）

- ・弁論主義
- ・処分権主義

[論点 3] 損害賠償請求訴訟における損害費目についての請求逸脱認定（最判 S48.4.5・百 74）

- ・処分権主義
- ・弁論主義

[論点 4] 引換え給付判決

(論証 1) 原告が無条件の建物の明渡しだけを請求している場合に、立退料の支払との引換え給付判決をすることが許容されるか (最判 S46.11.25・百 75)

(論証 2) 引換給付請求に対する無条件での明渡しの判決

(論証 3) 原告の申出額を超える立退料の支払いとの引換えに明渡しを命じる判決

(論証 4) 引換給付判決の立退料支払い部分についての既判力

[論点 5] 一部請求

(論証 1) 一部請求の肯否 (最判 S32.12.13・百 A38)

(論証 2) 一部請求と過失相殺 (最判 S48.4.5・百 74、最判 H6.11.22・百 113)

(論証 3) 一部請求と相殺の抗弁

[論点 6] 債務不存在確認の訴え (最判 S40.9.17・百 76)

(論証 1) 債務の上限を示さないでする一部不存在確認請求における請求の特定の有無 (最判 S40.9.17・百 76)

(論証 2) 債務の存否に関する主張立証責任

(論証 3) 全部債務不存在確認訴訟・債務の上限を示してする一部債務不存在確認訴訟において、裁判所が原告の自認額を超えて債務が存在すると判断した場合 (最判 S40.9.17・百 76)

(論証 4) 債務の上限額を示さないでする債務の一部不存在確認訴訟において、裁判所が原告の自認額を超えて債務が存在すると判断した場合 (最判 S40.9.17・百 76)

(論証 5) 債務の上限額を示さないでする債務の一部不存在確認訴訟において、裁判所が原告の自認額よりも債務が少ないと判断した場合

## 第 1 1 章 既判力

### 第 1 節. 総論 p113～115

#### 1. 既判力の本質・根拠 p113

[論点 1] 既判力の本質

[論点 2] 既判力の根拠

#### 2. 既判力による遮断を検討する際の確認事項 113～115

### 第 2 節. 既判力の作用 p116～119

#### 1. 消極的作用・積極的作用 p116

#### 2. 既判力が作用する場面 p116～118

[例 1] 所有権確認請求

[例 2] 不当利得返還請求

[例 3] 判決の騙取としての不法行為に基づく損害賠償請求権

[例 4] 前訴の訴訟物が後訴の抗弁に位置づけられる場合

[例 5] 明示的一部請求の訴訟物と残部請求の訴訟物の関係

#### 3. 既判力が作用する場面に関する補足 p119

### 第 3 節. 既判力の時的限界 p120～123

#### 1. 既判力の基準時 p120

[論点 1] 既判力の基準時

#### 2. 後訴で遮断される主張 p120

#### 3. 論点 p120～123

[論点 2] 期待可能性による調整



[論点 3] 基準時に成立していた取消権 (最判 S55.10.23・百 77)

[論点 4] 基準時に発生していた解除権

[論点 5] 基準時に相殺適状にあった相殺権 (最判 S40.4.2)

[論点 6] 基準時後の建物買取請求権の行使 (最判 H7.12.15・百 78)

[論点 7] 基準時後の白地手形補充権の行使 (最判 S57.3.30・百 A26)

[論点 8] 基準時後の後遺症悪化 (最判 S42.7.18・百 82)

[論点 9] 基準時後の地下高騰 (最判 S61.7.17・百 83)

#### 第 4 節. 既判力の客観的範囲 p124～131

##### 1. 原則 p124～125

[論点 1] 明示の一部請求の棄却判決確定後の残部請求 (最判 H10.6.12・百 80)

[論点 2] 債務の一部不存在確認訴訟の棄却判決確定後に、自認額の不存在の確認訴訟を提起することの可否

[論点 3] 債務の性質決定についての既判力 (最判 S32.6.7・百 81)

##### 2. 相殺の抗弁 p125～127

[論点 4] 114 条 2 項に基づく既判力の生じ方

##### 3. 争点効 p127～128

[論点 5] 争点効の肯否 (最判 S44.6.24・百 84)

##### 4. 既判力に準ずる効力 p128～130

[論点 6] 既判力に準ずる効力の肯否 (最判 S49.4.26・百 85)

(論証 1) 既判力に準ずる効力

(論証 2) 限定承認の存在及び効力 (最判 S49.4.26・百 85)

(論証 3) 建物収去土地明渡請求における認容判決の「建物退去」の部分

(論証 4) 引換給付判決における引換給付部分

##### 5. 既判力の客観的範囲の縮小 p130～131

[論点 7] 信義則による既判力の客観的範囲の縮小 (最判 H9.3.14・百 A27)

##### 6. 信義則 p131

#### 第 5 節. 既判力の主観的範囲 p132～140

##### 1. 既判力の相対性の原則 p132

##### 2. 訴訟担当における被担当者 p132～134

[論点 1] 債権者代位訴訟において代位債権者が受けた判決の既判力は債務者にも拡張されるか

[論点 2] 債権者代位訴訟において代位債権者が受けた判決の既判力は他の債権者にも拡張されるか

[論点 3] 債権者代位訴訟において当事者適格の不存在を看過して下された請求棄却判決 (大阪地判 S45.5.28・百 [4 版] 88)

##### 3. 口頭弁論終結後の承継人 p134～135

[論点 4] 「承継人」の意味

[論点 5] 敗訴当事者の承継人が固有の攻撃防御方法を有している場合 (最判 S48.6.21・百 87)

##### 4. 請求の目的物の所持者 p135～137

[論点 6] 仮装登記名義人に対する 115 条 1 項 4 号の類推適用 (大阪高判 S46.4.8・百 A28)

##### 5. 法人格避否認の法理 p137

[論点 7] 法人格否認の法理による既判力・執行力の拡張 (最判 S53.9.14・百 88)

[論点 8] 第三者異議の訴え (最判 H17.7.15)

##### 6. 反射効 p137～140

[論点 9] 反射効の要件

[論点 10] 反射効の援用が確定判決の既判力の遮断効に抵触する場合 (最判 S51.10.21・百 90)

[論点 11] 連帯債務者間での反射効 (最判 S53.3.23・百 89)

## 第 12 章 請求の客観的併合

### 第 1 節. 訴えの客観的併合 p141~142

1. 単純併合 p141
2. 選択的併合 p141
3. 予備的併合 p141~142

[論点 1] 主位的請求認容判決に対して控訴された場合

[論点 2] 予備的請求認容判決に対して被告のみが控訴した場合 (最判 S58.3.22・百 111)

### 第 2 節. 訴えの変更 p143~144

[論点 1] 「請求の基礎」の同一性 (最判 S27.12.25、最判 S39.7.10)

[論点 2] 訴えの交換的変更 (最判 S32.2.28・百 33)

[論点 3] 書面性 (最判 S35.5.24)

[論点 4] 控訴審における訴えの変更についての 302 条 2 項の適用の有無

### 第 3 節. 反訴 p145

1. 意義
2. 本訴請求と反訴請求の関連性
3. 審理の仕方
4. 控訴審での反訴提起

[論点 1] 控訴審での反訴について反訴被告の同意等が不要とされる場合

### 第 4 節. 中間確認の訴え p145~146

## 第 13 章 多数当事者訴訟

### 第 1 節. 共同訴訟 p147~155

#### 1. 通常共同訴訟 p147~148

[論点 1] 主張共通の原則 (最判 S43.9.12・百 95)

[論点 2] 証拠共通の原則

#### 2. 同時審判申出共同訴訟 p148~150

[論点 1] Y が自分名義で契約をしたのか他者の代理人として契約をしたのかが争われている事案 (平成 30 年予備試験設問 1)

[論点 2] 控訴審における両負け防止の可能性 (平成 24 年司法試験設問 3)

[論点 3] 訴えの主観的予備的併合

#### 3. 必要的共同訴訟 p150~154

(1) 意義 p150

(2) 固有必要的共同訴訟 p150~153

[論点 1] 固有必要的共同訴訟と通常共同訴訟の区別の判断基準

[論点 2] 共有関係

(論証 1) 不実の持分移転登記の抹消登記手続請求 (最判 H15.7.11・百 98)

(論証 2) 共同相続人に対する建物収去土地明渡請求 (最判 S43.3.15・百 99)

(論証 3) 共同相続人間における遺産確認の訴え (最判 H 元 3.28・百 10)

(論証 4) 共有権の確認訴訟・共有権に基づく所有権移転登記手続請求訴訟 (最判 S46.10.7・百 A31)

[論点 3] 入会権確認の訴え (最判 H20.7.17・百 97)

- ・固有必要的共同訴訟であること
- ・入会団の構成員の一部に提訴同調者がいる場合
- ・提訴非同調者・第三者間に入会権の存在についての判決主文中の判断の拘束を及ぼす方法
- ・入会権確認訴訟の提起後、新たな構成員が現れた場合

(3) 類似必要的共同訴訟 p153

[論点 4] 類似必要的共同訴訟の共同訴訟人の一部のみが上訴した場合 (最判 H12.7.7・百 112)

(4) 必要的共同訴訟における審判の特則 p153～154

[論点 5] 取締役解任の訴えにおける 40 条 1 項の例外 (司法試験平成 20 年設問 4)

4. 訴えの主観的追加的併合 p154～156

[論点 1] 原告による訴えの主観的追加的併合 (最判 S62.7.17・百 96)

[過去問] 過去問で出題された事案

- ・平成 20 年司法試験設問 3
- ・平成 28 年司法試験設問 1 改題
- ・平成 30 年司法試験設問 1 改題

第 2 節. 訴訟参加 p157～163

1. 補助参加 p157～159

[論点 1] 補助参加の利益

[具体例] ①②③の典型例

- ・① - 1 保証債務履行請求訴訟の保証人側に債務者が参加する場合
- ・① - 2 他人物売主が所有者・買主間の訴訟の買主側に参加する場合
- ・② - 1 債権者・債務者間の給付訴訟の債務者側に保証人が参加する場合
- ・② - 2 売買代金支払請求訴訟の被告側に被告が買主であると主張する第三者が参加する場合
- ・③ 同一事故の被害者の 1 人の損害賠償請求訴訟の被害者側に他の被害者が参加する場合

[論点 2] 「効力」の性質・範囲 (最判 S45.10.22・百 103)

[論点 3] 「効力」の主観的範囲

2. 共同訴訟的補助参加 p160

3. 訴訟告知 p160

4. 独立当事者参加 p160～162

(1) 詐害防止参加 p160

[論点 1] 詐害防止参加の要件

(2) 権利主張参加 p160～161

[論点 2] 権利主張参加の要件

(3) 独立当事者参加訴訟の審判 p161～162

[論点 3] 独立当事者参加における敗訴者の 1 人のみによる上訴 (最判 S48.7.20・百 106)

(4) 二当事者訴訟への還元

5. 共同訴訟参加 p162～163

## 第 14 章 当事者の交替

第 1 節. 任意的当事者変更 p165

[論点 1] 任意的当事者変更の性質・手続

[論点 2] 訴訟状態帰属効

## 第 2 節. 訴訟承継 p166～168

1. 当然承継 p166

2. 参加承継・引受承継 p166～168

[論点 1] 承継人の範囲 (最判 S41.3.22・百 109)

[論点 2] 引受承継における申立人による引受人に対する請求の定立の要否

[論点 3] 権利譲渡人からの引受申立て (東京高決 S54.9.28・百 A36)

[論点 4] 引受決定後に「承継」の事実の不存在が判明した場合

[論点 5] 訴訟状態帰属効

## 第 15 章 上訴・再審

### 第 1 節. 上訴 p169～172

1. 上訴の利益 p169～170

[論点 1] 上訴の利益の判断基準

- ・旧実体的不服説
- ・形式的不服説
- ・新実体的不服説

[論点 2] 附帯控訴と請求の拡張

- ・控訴 (281 条 1 項本文)
- ・附帯控訴 (293 条)

2. 控訴審の審判の範囲 p170～172

[論点 3] 不利益変更の禁止 (1) 相殺の抗弁 (最判 S61.9.4・百 112)

[論点 4] 不利益変更の禁止 (2) 一部請求と相殺の抗弁 (最判 H6.11.22・百 113)

### 第 2 節. 再審 p173～174

[論点 1] 訴状の補充送達が無効である場合 (最判 H4.9.10・百 116)

[論点 2] 再審の訴えの原告適格 (最判 S46.6.3・百 117)

[論点 3] 第三者による再審の訴え (最決 H25.11.21・百 118)

## 序章 答案の書き方

### 1. 民事訴訟法で書くべき一般論の範囲

A 総まくり 1~4 頁

平成 25 年司法試験の採点実感では、「設問に対する解答を超えて」一般論を論じることについて、「特に評価の対象とはしない」とあり、場合によっては「得点に繋がらない上、丸暗記した論証パターンを無反省に書き散らかした答案として、印象も極めてよくない」とまで書かれている。もっとも、ここで想定されている「設問に対する解答を超え」た一般論について、過度に狭く捉えることにならないよう、気を付ける必要がある。

①具体的検討（当てはめ）で使わない一般論と、②会話文で示されている問題意識から外れる一般論が、「設問に対する解答を超え」る一般論である。

以下の 3 つの具体例から、①・②について具体的なイメージを掴むことができる。

ex 1. 平成 25 年司法試験設問 1 では、過去の法律関係を確認対象とする遺言無効確認の訴えに確認の利益が認められるかが問われている。確認の利益は、確認対象の適否、方法選択の適否及び即時確定の利益の 3 点から判断されるものであるから、確認の利益が認められるという結論を導くのであれば、全ての要件を満たすことを認定する必要がある。これが大原則である。

もっとも、民事訴訟法では、会話文で「何について、どういった観点から論じてほしいのかという」問題意識が示されることが多い。その場合、会話文で示された問題意識に答えることが、「設問に対する解答」をすることになる。したがって、ある論点について、この観点から論じてほしいということが会話文で示されているのであれば、会話文で示された観点からだけ論じればよいということになる。

平成 25 年司法試験設問 1 では、会話文で、「遺言無効確認の訴えは、遺言という過去にされた法律行為の効力の確認を求める訴えですが、確認の利益は認められるでしょうか。判例はありますか。」とある。この会話文により、遺言無効確認の訴えの確認の利益について、「遺言という過去にされた法律行為の効力の確認を求める訴え」であるという点に着目して、確認対象の適否という観点から論じてほしいということが示されていることになる。そのため、確認対象の適否以外については配点がないということになる。だからこそ、出題趣旨では、「過去の法律関係の存否の確認を求める訴えが許されないという原則の根拠に関し、設問に対する解答を超えて確認の利益の一般論（対象選択の適否、手段としての適否等）を論じても、特に評価の対象とはしない」とされているのである。他科目であれば、論点が顕在化しない要件も含めて全要件を網羅的に検討することが求められる傾向が強いが、民事訴訟法では、「会話文で示された問題意識についてだけ答えればよいから、その代わりに、正面から答えてほしい」というのが司法試験委員会の要求である。

ex 2. 平成 25 年司法試験設問 3 (2) の採点実感では、弁論主義第 1 テーゼ違反だけが問われている問題について、「相変わらず、弁論主義の根拠、弁論

主義の第2テーゼ、第3テーゼ、第1テーゼが間接事実には適用がないこと及びその理由（自由心証による事実認定を窮屈にする云々）まで長々と論じるものがあるが、やはり得点につながらない上、丸暗記した論証パターンを無反省に書き散らした答案として、印象も極めてよくない。」とされている。

まず、設問3(2)では、弁論主義第1テーゼ違反だけが問われているのだから、「弁論主義の第2テーゼ、第3テーゼ」の定義等が具体的検討では使わないものとして「設問に対する解答を超え」た一般論に当たることは明らかである。

次に、設問3(2)では、設問3(1)で「GがFからの相続による特定財産たる土地乙の所有権の取得を主張する場合に主張すべき請求原因事実たる主要事実」を書いていることを前提として、裁判所が当該請求原因事実を判決の基礎にすることが弁論主義第1テーゼとの関係で許されるかが問われているのだから、「裁判所が判決の基礎にすることの可否」が問われている事実が主要事実であるということは当然の前提である。そのため、弁論主義第1テーゼが適用される事実の範囲が主要事実に限定されるかという論点は顕在化しない（この論点が顕在化するのとは、裁判所が判決の基礎にすることの可否が問われている事実が間接事実又は補助事実である場合である）。したがって、弁論主義第1テーゼが適用される事実の範囲については、「少なくとも主要事実を含むと解されている」とだけ書けば足りる（平成29年司法試験設問1・採点実感参照）。だからこそ、「第1テーゼが間接事実には適用がないこと及びその理由（自由心証による事実認定を窮屈にする云々）まで長々と論じる」ことも、「設問に対する解答を超え」た一般論に当たるのである。

なお、「弁論主義の根拠」については、「長々と論じる」ことがダメなのであって、書いても印象が悪くなることはない（配点があるかは不明である）。

ex3. 平成28年司法試験設問2では、第1訴訟に対する確認訴訟たる反訴の提起について、会話文で、㊦「検討をするに当たって1点確認をしておきたいのですが、本案の前提として判断される手続的事項については、独自の訴えの利益は認められないという考え方を聞いたことはありませんか。…以上のことを踏まえた上で、…訴えの利益が認められるという理由付けを具体的にまとめてみてください。」、及び㊧「反訴として提起するということですから、民事訴訟法第146条第1項所定の要件についての検討も念のために行っておいてください。」という2つの誘導がある。

確認訴訟たる反訴の提起について、㊦の問題意識に従って確認の利益を検討することと、㊧146条1項所定の要件の充足性を検討することの2つに、論述の観点が限定されているわけである。

だからこそ、採点実感では、「…以上が本設問における問題意識に答える観点から検討すべき内容であるが、実際の答案では、確認の利益についての一般論を展開し、方法選択の適切性、対象選択の適切性、即時確定の利

## 第2節. 管轄

C 総まくり 8~12 頁

管轄は、日本の裁判所がその事件を審判することを前提とした上で、日本のどの裁判所が審判できるかという問題である。

管轄には、職分管轄、事物管轄、土地管轄（4条以下）、指定管轄（10条）、合意管轄（11条）、応訴管轄（3条の8、12条）、専属管轄（13条等）がある。

訴訟の係属している裁判所が裁判により訴訟を他の裁判所に移転・送致する制度として、移送（16条以下）がある。

### [論点1] 管轄の合意の解釈

C

管轄の合意には、専属的管轄合意（他の法定管轄を排除して、特定の裁判所に専属的に管轄権を生じさせるもの）と付加的管轄合意（法定管轄に付加して特定の裁判所にも管轄権を生じさせるもの）とがある。

管轄の合意が専属的管轄合意と付加的管轄合意のいずれに属するのかは、合意の意思解釈の問題である。

①合意の中で、特定の裁判所のみを管轄裁判所とする旨の意思が明示されている場合には、専属的管轄合意と解釈される。

②「当事者」間の「一定の法律関係に基づく訴えに関し」複数の法定管轄裁判所が存在する場合に、その中の1つについて合意がなされているときも、専属的管轄合意と解釈されるのが通常である。法定管轄裁判所が複数あるにも関わらず、その中から合意により敢えて一つに絞って明示しているのだから、専属的管轄合意と解釈することが当事者の合理的意思に合致すると考えられるのである。

もっとも、②の場合でも、企業側が用意した契約書や普通契約約款における当該企業の本店（本社）所在地を管轄する裁判所をもって合意による管轄裁判所とする旨の合意については、一般契約者（一般消費者）の利益保護の観点から、専属的管轄合意ではなく付加的管轄合意と解釈されることがある。

札幌高判 S45.4.20

③法定管轄裁判所以外の裁判所を管轄裁判所とする合意がなされている場合については、伝統的には、付加的管轄合意と解釈されていた。もっとも、合意によって特定の裁判所が管轄裁判所とされている以上、当事者の意思の合理的解釈としては専属的管轄合意と解するのが妥当である（有力説）。

### [論点2] 管轄違いによる合意管轄裁判所への移送の制限

C

専属的管轄合意に基づく管轄裁判所に訴えが提起された場合であっても、裁判所は、訴訟を他の裁判所（法定管轄裁判所）に移送することが可能である（17条、20条1項括弧書）。

これに対し、専属的管轄合意により管轄を排除されている法定管轄裁判所に訴えが提起された場合には、裁判所により、管轄違いを理由として、訴訟が合意管轄裁判所に移送される（16条1項）。もっとも、16条1項に基づく管轄違いを理由とする合意管轄裁判所への移送を制限することができないか。

合意により管轄を排除されている法定管轄裁判所で審理・裁判することが「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため」に必要である場合、

管轄違いを理由として合意管轄裁判所に移送がされた後に、さらに上記法定管轄裁判所に移送されることになるが、これは迂遠である。

そこで、合意により管轄を排除されている法定管轄裁判所で審理・裁判することが「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため」に必要である場合には、17条の類推適用により、16条1項に基づく移送が制限されると解すべきである。

### [論点 3] 管轄選択権の濫用

拘束手形の所持人 X は、自己に有利な地（＝釧路）の裁判所に管轄を生じさせるために、①拘束手形の振出人 Y1 に対する手形金請求（本来の管轄地は、支払地であり Y1 の住所地でもある盛岡地裁）に加え、②訴訟追行意思のない裏書人 Y2 に対する手形金償還請求（管轄地は、釧路地裁）を、併合管轄地として釧路地裁（7条）において、併合提起し、その後、②の請求を直ちに取り下げた。

確かに、併合管轄は訴え提起時に定まる（15条）から、その後、管轄原因となった訴えの取下げがあっても、他の請求の管轄は失われない（管轄固定の原則）。

しかし、一方当事者が手続上の地位を取得するためにその基礎となる事実を故意に作出したりすることは、訴訟上の信義則（2条）により禁止されることがある（訴訟状態の不当形成の排除）。

そして、本事件では、第1回口頭弁論期日に X が訴状陳述もしないまま②の請求を取り下げたこと、以前にも X による同様事例があったことからすれば、X は、故意に基づき、自己に有利な管轄を生じさせるために、管轄選択権を濫用したといえる。

そこで、裁判所としては、訴訟上の信義則に照らし、管轄違いの違法（16条1項）を認め、①の訴えを盛岡地裁へ移送するべきである。

C

札幌高決 S41.9.19・百 A2

### [論点 4] 裁量移送の相当性判断

16条2項の裁量移送の要件（自庁処理の相当性）については、どのように判断されるべきか。

簡易裁判所には、少額軽微事件につき簡易な手続により迅速に解決する、簡易裁判所判事の任命資格が判事のそれよりも緩やかであるという特徴がある。

そこで、自庁処理の相当性の判断では、①訴訟の著しい遅滞を避ける必要性や、②当事者間の衡平のみならず、③簡易裁判所の前記特徴も考慮されるべきである。

C

最決 H20.7.18・百 3



## 第8章 証拠

### 第1節 証拠調べ

総まくり 113~120 頁

当事者の主張した事実でその存否に争いのあるものについては、これを判決の基礎とするためには、裁判所による事実認定が必要である。

そして、裁判が適正であるためには、事実認定過程が公正である必要がある。

この事実認定の公正を担保するために、事実認定の資料として証拠が必要とされ（証拠裁判主義）、また、適正な証拠調べ手続が要請される。

#### 1. 証拠

B

証拠とは、一般的には、事実認定の基礎となる資料を意味する。

証拠方法とは、証拠調べにおいて、取調べの対象となる有形物（人、物体）をいう。

証拠資料とは、証拠方法の取調べから感得される証言、鑑定意見、当事者の供述、文書の記載内容、検証の結果などの資料を意味する。

#### 2. 証明の意義

B

証明は、裁判官が要証事実の存在につき確信を抱いた状態、あるいは、確信を得させるために証拠を提出する当事者の行為をいう。

#### 3. 証拠の申出

B

弁論主義第3テーゼ（職権証拠調べの禁止）ゆえ、証拠調べは、原則として当事者の証拠の申出に基づいて開始される。

##### [論点 1] 唯一の証拠方法の申出の採否

C

証拠の申出の採否は原則として裁判官の合理的な裁量的判断に委ねられている。

大判 M33.6.30

もともと、当事者間の公平ひいては双方審尋主義の要請に照らし、ある要証事実についてなされた証拠の申出がその申出当事者にとって唯一のものである場合（唯一の証拠方法）には、正当な理由がない限り、これを排斥することは許されないと解すべきである。

#### 4. 書証

A

##### (1) 文書の証拠力

A

文書の証拠力は、文書の記載内容が要証事実の証明に役立つことを意味し、形式的証拠力と実質的証拠力に分類される。

形式的証拠力は、その文書が挙証者が作成者であると主張する特定人の意思・判断等を表現したものであることをいう。これが認められるためには、①文書がその特定人の意思に基づいて作成されたものであること（＝文書の成立の真正）及び②文書の記載内容がその特定人の意思・判断等の表現であることが必要である。

実質的証拠力は、文書の記載内容が要証事実の証明に役立つ程度をいう。実質的証拠力の程度ないし判定方法との関係で、文書が処分証書と報告文書

に分類される。

**[論点 2] 処分証書に関する二段の推定**

A

1. 文書の成立の真正を証明する必要性

文書の証拠力は文書の記載内容が要証事実の証明に役立つことを意味するところ、文書の成立の真正が否定されると、文書の記載内容は要証事実の証明に役立たないこととなる。

したがって、挙証者は、文書の成立の真正について自白が成立していない場合、文書によって要証事実を証明するためには、まずは文書の成立の真正を証明する必要がある。

2. 処分証書の意義

処分証書とは、それによって証明しようとする法律行為が記載されている文書を意味する。

例えば、売買契約書は、それによって証明しようとする原告被告間における売買契約の締結という法律行為が記載された文書であるから、処分証書に当たる。

そうすると、売買契約書は、その成立の真正が認められた場合、原告被告間における売買契約の具現物ないし化身となるから、これにより、原告と被告が記載内容通りの売買契約を締結したという事実を直ちに認定することができる。<sup>1)</sup>

3. 二段の推定 (228 条 4 項)

(1) 一段目の推定

「本人…の押印」とは本人の意思に基づき真正に成立した押印を意味するところ、我が国では印章は厳密に保管・管理されみだりに他人に預託されることはないから、文書中に本人の印章の印影が顕出された場合には、特段の事情のない限り、その押印が本人の意思に基づくものであることが事実上推定され、その結果、「本人…の押印がある」という要件を満たし、228 条 4 項の適用により、文書全体が本人の意思に基づき作成されたことが推認される。

ここでいう本人の印章は、本人が所有し、自己を表すものとして使用している印章を意味する。

そして、事実上の推定を覆すための反証事実には、①印章の支配が本人の意思に基づかず他人に移転したこと（盗用型）と、②目的外使用の可能性（冒用型：預託の事実＋預託の趣旨・目的から判断される）がある。

(2) 二段目の推定

「本人…の押印がある」という要件が認められる場合、228 条 4 項の

最判 S39.5.12・百 70

<sup>1)</sup> 処分証書は、その成立の真正が認められた場合、要証事実たる法律上の行為の具現物ないし化身であるといえることから、裁判所は、成立の真正が認められた処分証書によって、作成者が記載内容通りの法律上の行為を行なったと直ちに認定することができる。

適用により、文書全体が本人の意思に基づき作成されたことが推定される。

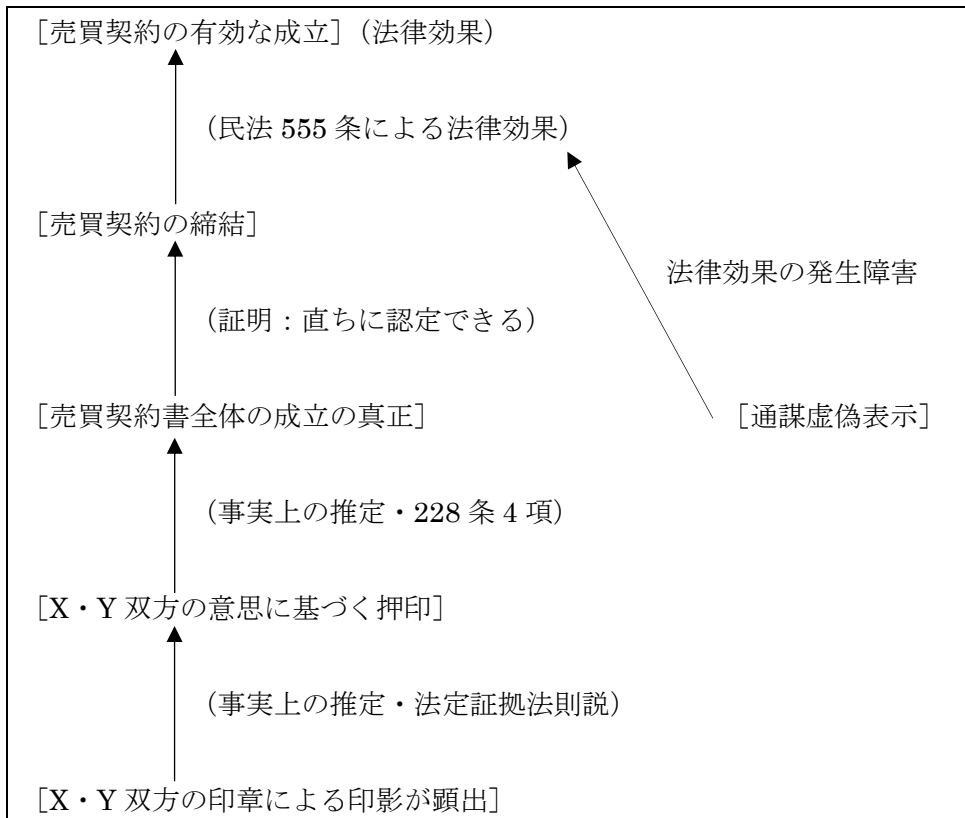
二段目の推定は、文書の作成過程として、当事者が文書の内容（本文）の確定後にその内容を確認した上で押印するのが通常であるという経験則に基づく。

そして、同条項の「推定」は法定証拠法則に基づく事実上の推定であると解するから、この推定を覆すための反対証明活動は反証で足りる。

二段目の推定を覆すための反証事実には、①本人の白紙押印後、他人がこれを悪用して文書を完成させた可能性と、②文書作成後の変造・改ざんの可能性がある。

**【図解】 通謀虚偽表示の主張の位置付け**

例えば、X が Y に対する売買代金支払請求訴訟において、XY 間の売買契約締結の事実を証明するための証拠として、XY の印章による印影がある売買契約書を提出したところ、Y が通謀虚偽表示を主張してきたという事案では、Y の主張は、①売買契約書の成立の真正の否認でもなければ、②売買契約締結の事実に対する否認でもない。これは、③売買契約書により証明される売買契約締結の事実に対して民法 555 条が与えている売買契約の有効な成立という法律効果の発生を障害するための抗弁に位置づけられる。



A

**(2) 文書提出命令 (219 条以下)**

**ア. 個別義務 (220 条 1 号～3 号)**

引用文書 (1 号)・引渡し又は閲覧請求の対象となる文書 (2 号)・利益文書 (3 号前段)・法律関係文書 (3 号後段) がある。

**【論点 3】 利益文書の意義**

利益文書の提出義務が定められている趣旨は、挙証者の利益を目的と

C

B

して作成された文書なのだから挙証者が訴訟で使うことも許されるべきであるという考えにある。

この趣旨からすれば、「文書が挙証者の利益のために作成され…た」といえるためには、その作成目的が挙証者の利益にあることが必要であり、その記載内容が訴訟上の争点に関連しておりそれが証拠資料とされることにより挙証者が事実認定上有利な結果が生じ得るというだけでは足りないと思すべきである。

#### イ. 一般義務文書

220条4号は、同号イ・ロ・ハ・ニ・ホに該当する文書を除き、文書一般について提出義務を認める。申立人側が、除外事由の不存在について証明する責任を負う。

##### [論点4] 「職業の秘密」(197条1項3号)

4号ハの文書の要件は、「第197条第1項第2号に規定する事実又は同項第3号に規定する事項で」、「黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書」に分類される。<sup>2)</sup>

197条1項3号でいう「職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいう。

もっとも、上記の意味での職業の秘密に当たる秘密が証言拒絶が認められる保護に値する秘密であるかどうかについては、別途、秘密の公表によって生じる不利益と証言拒絶によって犠牲になる真実発見・裁判の公正との比較衡量により決せされると解すべきである。

##### [論点5] 金融機関が保有する顧客情報(197条1項3号)

確かに、金融機関は、顧客との取引内容に関する情報や顧客との取引に関して得た顧客の信用にかかわる情報などの顧客情報につき、商慣習上又は契約上、当該顧客との関係において守秘義務を負う。

しかし、金融機関が民事訴訟において訴訟外の第三者として開示を求められた顧客情報について、当該顧客自身が当該民事訴訟の当事者として開示義務を負う場合には、当該顧客情報は、金融機関がこれにつき「職業の秘密」として保護に値する独自の利益を有するときは別として、197条1項3号にいう「職業の秘密」として保護されない。

なぜならば、金融機関が有する上記守秘義務は、商慣習又は契約に基づき個々の顧客との関係において認められるにすぎないからである。

##### [論点6] 自己利用文書(220条4号ニ)

自己利用文書の要件は、①内部文書性(外部非開示性)、②不利益性及び③特段の事情の不存在であると解されている。

①は、条文の文言から導かれ、②は、自己利用文書が一般義務化された文書提出義務の除外事由であることにかんがみ、その範囲を制限するための要件である。

①は、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示

C

最決 H18.10.3・百 67

C

最判 H19.12.11・H20 重判 3

B

最決 H11.11.12・百 69

最決 H12.12.14

<sup>2)</sup> 例えば、医者の診療録(カルテ)は、秘密文書(220条4号ハ前段・197条1項2号)の範疇に入るが、秘密の主体である患者自身が原告となっている場合は、黙秘義務を免除したと扱われる。

することが予定されていない文書を意味する。作成目的が重視され、法令による作成義務がある場合、作成目的の他律性から①が否定される傾向にある。

②は、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがある場合を意味する。

③の特段の事情の一例は、文書提出命令の申立人が所持者と同一視することができる立場に立つ場合である。

## 第 1 1 章 既判力

### 第 1 節 総論

A 総まくり 145~146 頁

#### 1. 既判力の本質・根拠

B

既判力とは、確定判決の判断に与えられる通用性ないし拘束力をいう。

確定判決の既判力が作用する後訴においては、前訴基準時における訴訟物の存否の判断（114 条 2 項の既判力が作用する後訴においては、反対債権の不存在についての判断）と矛盾抵触する当事者の主張は排斥され（消極的作用）、後訴裁判所も前訴基準時における判断を前提として判決しなければならない（積極的作用）。

##### 〔論点 1〕 既判力の本質

B

既判力の本質については、実体関係に作用すると理解する実体法説と、訴訟法上の効果を有するにとどまるとする訴訟法説がある。

いずれか一方の見解に全面的に依拠する必要はなく、実体法説的な面と訴訟法説的な面との両面がある、あるいは、当事者に作用していく面と裁判所に作用していく面と両面がある、と緩やかに捉えておくことで足りる。

##### 〔論点 2〕 既判力の根拠

A

当事者は訴訟手続上の自律的・主体的な地位を有するから、当事者がこのような地位に基づき攻撃防御を尽くして争う機会が与えられた権利又は法律関係に対する裁判所の判断内容については、①蒸し返しを許さないために終局性を与える必要があるとともに、②当事者に手続保障が与えられているため自己責任を問うことができる（二元説）。

#### 2. 既判力による遮断を検討する際の確認事項

A

事案により、①～⑤について、どの順序で問題とするのかが変わり得る。

後訴での再度の審理・判断の制限が問題となっている事案では、①・②・③・⑤で考える

##### ①既判力の客観的範囲

➡前訴確定判決の既判力が、前訴確定判決の判断内容のどの部分に生じているのかを確認する（114 条）。

##### ②既判力が後訴に作用するか

➡既判力が生じている前訴確定判決の判断内容と矛盾抵触する主張が排斥されるのは、既判力が作用する後訴に限られる。逆にいうと、既判力が作用しない後訴では、既判力が生じている前訴確定判決の判断内容と矛盾抵触する主張であっても、既判力によっては遮断されない。

##### ③既判力が作用する後訴において遮断される主張

➡既判力が作用する後訴において、既判力により遮断される主張は、既判力が生じている前訴訴訟物たる権利関係の存否についての前訴確定判決の判断内容と矛盾抵触するものに限られる。

114 条 1 項に基づく既判力を念頭に置いた説明

例えば、既判力が生じていない判決理由中の判断と矛盾抵触するにとどまる主張であれば、遮断されない。

➡既判力により確定されるのは、前訴基準時における訴訟物たる権利関係の存否にとどまる。

そのため、後訴において、前訴基準時よりも前の時点における訴訟物たる権利関係の存否を争う主張であれば、既判力が生じている前訴確定判決の判断内容と矛盾抵触する主張に当たらないから、遮断されない。<sup>1)</sup>

④既判力の時的限界

➡既判力が生じている前訴訴訟物たる権利関係の存否についての前訴確定判決の判断内容と矛盾抵触する主張のうち、前訴基準時前の事由を主張するものは、既判力により遮断されるのが原則である。

例外的に、既判力の正当化根拠が前訴における手続保障を前提とする自己責任にあることから、基準時前の事由のうち、前訴で提出することに期待可能性がなかったものの主張については、既判力により遮断されないと解されているのである（期待可能性による調整）

➡既判力が生じている前訴訴訟物たる権利関係の存否についての前訴確定判決の判断内容と矛盾抵触する主張のうち、前訴基準時後の事由を主張するものは、既判力により遮断されない。<sup>2)</sup>

⑤既判力の主観的範囲（115条1項各号）

➡仮に、既判力が後訴に作用する場合であっても、前訴確定判決の既判力が後訴の当事者間に及ばないのであれば、既判力が生じている前訴確定判決の判断内容と矛盾抵触する主張は、遮断されない。

114条1項に基づく既判力を念頭に置いた説明

〔③の具体例〕

(事案)

甲土地の土地所有権確認請求 (○)

X → Y

基準時：H30.3/1

土地所有権侵害を理由とする損害賠償請求

X → Y

請求原因：H28.3/1～H29.3/1におけるXの甲土地

所有及びYの不法占拠

(解説)

前訴判決により、前訴基準時（平成30年3月1日）におけるXの甲土

1) 前訴判決の既判力が生じている権利関係の基準時と、後訴で前提問題とされている権利関係の基準時のずれは、既判力の「作用」場面では考慮しない。両者にずれがあっても、先決関係が認められ、既判力が後訴に作用する。両者のずれは、②ではなく、③で問題にする。

2) これは、「前訴基準時後における訴訟物たる権利関係の存否」という既判力が生じていない権利関係を争うための主張であるという意味で、遮断が否定されるものであるから、③の亜型に位置づけることができる。

地の所有権の存在について既判力が生じている（114条1項）。

後訴は、「他人の権利…侵害」を基礎づけるものとして X の甲土地の所有権の存在を請求原因の 1 つとするものだから、前訴の訴訟物である X の甲土地の所有権を前提問題にするものである。したがって、前訴訴訟物と後訴訴訟物とが先決関係にあるといえるから、前訴判決の既判力が後訴に作用する。

もっとも、前訴判決の既判力は、前訴基準時である平成 30 年 3 月 1 日における X の甲土地の所有権の存在を確定するにとどまり、それよりも前の時点である平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 1 日の間における X の甲土地の所有権の存在まで確定するものではない。

したがって、Y が、後訴において平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 1 日までの間における X の甲土地の所有権の存在を否認することは、前訴判決の既判力が生じている判断と矛盾するものではないから、既判力によって遮断されない。



## 第2節 既判力の作用

### 1. 消極的作用・積極的作用

#### (1) 消極的作用

既判力が作用する後訴においては、当事者は既判力の生じた判断を争うことはできない（遮断効：既判力の生じた判断に反する主張・証拠申出は排斥される）。

#### (2) 積極的作用

既判力が作用する後訴においては、裁判所は、既判力の生じた判断を前提として判決をしなければならない。

### 2. 既判力が作用する場面

114条1項に基づく既判力が作用するのは、「前訴と後訴の訴訟物どうし」の関係が「同一・先決・矛盾関係」のいずれかに該当する場合である。

#### (1) 同一関係

訴訟物どうしを比較して、前訴の訴訟物と後訴の訴訟物が同一である場合をいう。<sup>1)</sup>

#### (2) 先決関係

訴訟物どうしを比較して、前訴における訴訟物が後訴における訴訟物の前提問題（先決問題）になっている場合をいう。

#### (3) 矛盾関係

前訴における訴訟物と後訴における訴訟物とが、実体法上論理的に正反対の関係に立っていると評価される場合をいう。

矛盾関係については、①訴訟物どうしを比較して判断する見解と、②前訴確定判決の主文中の判断内容と後訴の訴訟物を比較して判断する見解がある。

#### (4) 具体的事例

##### [例1] 所有権確認請求

XのYに対する甲土地の所有権確認請求 ○

YのXに対する甲土地の所有権確認請求

一物一権主義の下、実体法上、同一不動産についてX・Y双方の単独所有権を認めることはできない。

そうすると、前訴の訴訟物と後訴の訴訟物は、一物一権主義を媒介として、矛盾関係に立つ。

##### [例2] 不当利得返還請求

XのYに対する貸金返還請求 ○

YのXに対する不当利得返還請求（敗訴判決に従い支払った金銭の返還）

不当利得返還請求権の内容は原物返還を原則とするから、後訴で返還が求

論文試験では、事案によって、①・②を使い分ければよい（説明しやすい方を選択する。）。

①による説明である。②からも、一物一権主義を媒介として矛盾関係が認められる。

<sup>1)</sup> 前訴で全部勝訴した原告が再び同一訴訟物につき訴えを提起した場合には、本案審理レベルの問題である既判力の作用を考える前に、本案前のレベルの問題である訴えの利益の有無を検討する必要がある（論証集35頁・第4節の1）。

められている金銭は、前訴の請求客体である貸金と同一物であると評価される。そうすると、前訴の訴訟物と後訴の訴訟物の間には、同一物に関する行ったり来たりの正反対の請求という意味で、矛盾関係が認められる。

また、後訴の訴訟物は、前訴の訴訟物である給付請求権の不存在を「法律上の原因」の不存在という請求原因とするという意味で、前訴の訴訟物を前提問題にしているといえるから、先決関係にあるともいえる。

**〔例 3〕 判決の騙取としての不法行為に基づく損害賠償請求権**

X の Y に対する貸金返還請求 ○

Y の X に対する支払った貸金相当額の損害の賠償請求（不法行為責任）

損害賠償請求における給付客体は、金銭賠償の原則に基づき、金銭に転化することになる。そうすると、前訴の訴訟物と後訴の訴訟物は、いずれも金銭を給付客体とするものであっても、金銭賠償の原則により後者の給付客体は金銭に転化していることから、給付客体の同一性が切断されることになる。したがって、両者は、同一客体に関する行ったり来たりの正反対の請求という関係にないから、矛盾関係を認めることができない。

では、先決関係はどうか。確かに、後訴原告が、前訴の訴訟物である給付請求権の不存在自体を後訴の請求原因（権利侵害・損害）として構成しているのであれば、先決関係を肯定し得る。しかし、これと異なり、前訴の手続過程全体が不法行為に当たるという形で請求原因を構成している場合には、前訴の訴訟物である給付請求権が後訴の訴訟物の前提問題にされているとはいえないから、先決関係を認めることができない。<sup>2)</sup>

（補足）

前訴で敗訴した前诉被告が前訴確定判決の不正取得を理由として不法行為に基づく損害賠償を求めて後訴を提起する場合において後訴を制限する構成としては、①前訴確定判決の既判力が後訴に作用するとした上で後訴における前诉被告の主張のうち前訴確定判決の主文中の内容と矛盾するものを排斥することで請求を棄却するものと、②前訴確定判決の既判力が後訴に作用することを否定しつつ、請求認容のために必要とされる請求原因として、本来的要件（故意過失、権利利益侵害、損害、因果関係）に加え「特別の事情」も要求する（請求原因を加重する）というものがある。

「確定判決…の成立過程における相手方の不法行為を理由として、確定判決の既判力ある判断と実質的に矛盾する損害賠償請求をすることは、確定判決の既判力による法的安定を著しく害する結果となるから、原則として許されるべきではなく、当事者の一方の行為が著しく正義に反し、確定判決の既判力による法的安定の要請を考慮してもなお容認し得ないような特別の事情がある場合に限って、許される」とした最高裁平成 10 年判決の立場については、②で理解するのが一般的である。

したがって、前诉被告が前訴の訴訟物である給付請求権の不存在自体を後

最判 H10.9.10・百 39・論証集 55 頁

〔論点 1〕

<sup>2)</sup> 判例は、先決関係も認めていない（最判 H22.4.13・H22 重判 3）。このように、先決関係の成否は後訴原告による請求原因の構成の仕方によって変わり得ると考えられる。

(補足)

- ・株主代表訴訟は、株主が会社に代位して提起する法定訴訟担当であって、その判決の効力は会社に対しても及び（115条1項2号）、その結果他の株主もその効力を争うことができなくなるという関係にあるから、複数の株主の追行する株主代表訴訟は、類似必要的共同訴訟である。
- ・株主代表訴訟・住民訴訟以外には、判例の射程が及ばないのではないかという指摘もある。

#### (4) 必要的共同訴訟における審判の特則

必要的共同訴訟では、判決の合一確定を実現するために、3つの形で共同訴訟人独立の原則（39条）を修正することで訴訟資料の統一・訴訟進行の統一を図っている。

##### [論点5] 取締役解任の訴えにおける例外

取締役解任の訴えは会社と解任対象取締役を共同被告とする固有必要的共同訴訟である（会社法855条）から、会社・取締役に不利な「訴訟行為」である会社による裁判上の自白は、会社・取締役双方に対する関係で効力を生じないのが原則である（40条1項）。しかし、例外として、裁判上の自白の効力を認めることができないか。

40条1項が訴訟資料を統一するために共同訴訟人全員に有利な訴訟行為についてのみその効力が生じることを認めている趣旨は、他の共同訴訟人の手続保障を図ることにあると考えられる。

そこで、共同訴訟人全員にとって有利な訴訟行為でなくても、これについて他の共同訴訟人の手続保障が及んでいるといえる場合には、例外的に訴訟行為の効果を認めることができると解すべきである。

そして、取締役解任の訴えにおいて、代表取締役は、共同被告である取締役と共に会社経営をしている者であるから、裁判上の自白という会社の代表取締役としての決定に共同被告である取締役も関与している可能性がある。

そのため、仮にそのような事情が認められるのであれば、裁判上の自白について共同被告である取締役の手続保障が及んでいるといえるから、裁判上の自白の効力が認められることになる。

B

司法試験平成20年設問4

#### 4. 訴えの主観的追加的併合

訴えの主観的追加的併合は、広義では共同訴訟参加等を含むものであるが、狭義では明文のない訴えの主観的追加的併合を意味する。

類型としては、第三者が原告又は被告を新たな被告とする場合・原告又は被告が第三者を新たな被告とする場合がある。

別訴提起をした上で裁判所に対して弁論の併合（152条1項）を促すという方法もあるが、弁論の併合が裁判所の専権事項であることから、当事者が権利として上記のような併合形態での審理を求めうるものとして、明文なき主観的追加的併合が認められるかが問題となる。

##### [論点1] 原告による訴えの主観的追加的併合

先行して提起された個別訴訟の係属中に、原告が第三者を共同訴訟人として

A 総まくり 201~203頁

A

最判S62.7.17・百96

その訴訟に引き込んで追加併合することにより共同訴訟関係が生じさせようとする場面で、問題となる。<sup>4)</sup>

判例は、①訴訟経済に資するとは限らない、②訴訟の複雑化、③軽率な提訴ないし濫訴、④訴訟遅延などを理由として、否定説に立っている。これに加えて、学説では、⑤第三者の手續保障の問題も挙げる。<sup>5)</sup>

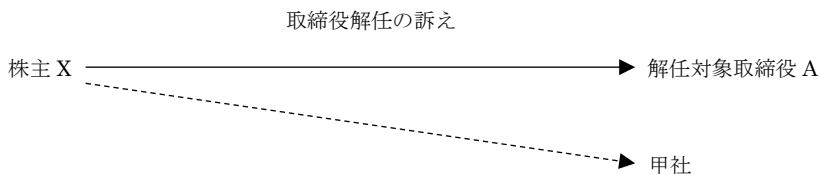
…略…（事案に即して①～⑤が妥当するかを検討し、判例の射程を論じる。）

例えば、審理の最初の段階で肯否が問題となっているのなら、第三者は審理の最初から手續に関与することができるから、意思に反して係属中の訴訟に引き込まれる第三者の手續保障が害されるとはいえない（⑤）。

**【過去問】 過去問で出題された事案**

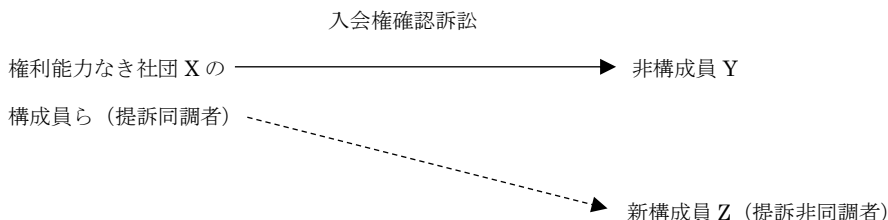
**（平成 20 年司法試験設問 3）**

甲社の株主 X は、弁護士を訴訟代理人に選任することなく、訴状を自ら作成し、甲社の代表取締役 A を甲社の取締役から解任することを求める取締役解任の訴え（会社法 854 条）を、A だけを被告として提起したところ、会社法 855 条により取締役解任の訴えが解任対象取締役と会社とを共同被告とするべき固有の必要的共同訴訟であることに気が付いたため、訴状の副本が A に送達されてから 4 日後に、受訴裁判所に対して、被告として甲社も追加する旨の申立書を提出した。なお、X が取締役解任の訴えが固有の必要的共同訴訟であることに気が付いて時点では、出訴期間（会社法 854 条 1 項柱書）が経過していた。



**（平成 28 年司法試験設問 1 改題）**

権利能力なき社団 X の構成員らは、X の総有財産である甲不動産について Y 名義の抵当権設定登記があったことから、X における総会の議決による授權手續を経た上で、Y を被告として、甲不動産が X の総有に属することの確認を求める総有権確認訴訟（構成員全員を共同原告とするべき固有の必要的共同訴訟）を提起した後、新た現れた X の構成員 Z が提訴に同調しないため、「入会集団の構成員の中に提訴に同調しない者がいる場合には、その者を被告に加えることにより入会権確認訴訟の当事者適格を充足することができる」とした最高裁平成 20 年判決を前提として、提訴に同調しない新構成員 Z を総有権確認訴訟の被告に加える旨の申し立てを行った。



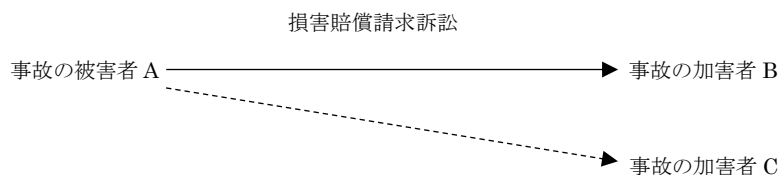
<sup>4)</sup> 現法民訴法では、訴えの主観的追加的併合が後発的に発生する事態を予定した手續としては、共同訴訟参加（52 条）及び訴訟承継（50 条、51 条）についての規定が整備されている。

<sup>5)</sup> 厳密には、判例は、否定説の理由付けとして、別訴を提起した上で裁判所に弁論の併合（152 条）を申立てるべきことも挙げていると考えられるが、出訴期間との関係で別訴提起の可否が問題となる事案でない限り、この理由付けまで引用する必要はないと思われる。

(平成 30 年司法試験設問 1 改題)

A は、B と C が運転していた 2 台の自動車が発生した事故により負傷したとして、Y に対して損害賠償請求訴訟（民法 709 条、通常共同訴訟）を提起した後で、同訴訟の第 1 回口頭弁論期日前に、Z に対する損害賠償請求訴訟を Y に対する損害賠償請求訴訟に併合する形で提起しようとした。

この事案では、訴訟が固有必要的共同訴訟である（平成 20 年司法試験設問 3）（平成 28 年司法試験設問 1）と異なり、訴訟が通常共同訴訟であるため、A は、当事者適格を欠くという瑕疵を治癒するために訴えの主観的追加的併合を用いようとしているのではない。A は、共通性の高い 2 つの訴訟について裁判所に併合審理してもらうことにより訴訟追行の負担を軽減するとともに、共通する争点である損害額について統一的な判断を得るために、訴えの主観的追加的併合を用いようとしているのである。



仮に AB 間の訴訟の審理が進んでおり、裁判所が争点である損害額について A に有利な心証を形成しつつある場合には、A にとっては、損害額についての有利な心証形成を前提として C との間で訴訟をすることができるというメリットがある一方で、C にとっては、争点である損害額について自分に不利な心証が形成されている訴訟に強制的に引き込まれることにより、手続保障が十分に与えられないことになるため、否定説の根拠⑤が妥当することになる。

しかし、上記事案では、AB 間の訴訟の第 1 回口頭弁論期日前、すなわち裁判所が争点について心証を形成する前に、訴えの主観的追加的併合の申し立てが行われているため、訴えの主観的追加的併合を認めても、C にとって争点である損害額について自分に不利な心証が形成されている訴訟に強制的に引き込まれることにより手続保障の権利が害されるということにはならない。このことは、否定説の根拠⑤が妥当しないとして、訴えの主観的追加的併合を肯定する方向で評価される。

## 判例

- ・大判 M33.6.30 p86
- ・大判 T4.9.29 (百 56) p97
- ・大判 T5.12.23 (百 49) p71
- ・大決 T11.7.17 p157
- ・大判 T8.9.15 p106
- ・大判 S10.10.18 (百 5) p9
- ・大判 S10.12.17 p46
- ・大判 S11.3.11 (百 6) p11
- ・最判 S26.2.22 p72
- ・最判 S27.11.27 p72
- ・最判 S27.11.27 (百 51) p71
- ・最判 S27.12.25 p35
- ・最判 S27.12.25 p143
- ・大阪地判 S29.6.26 (百 A3) p12
- ・最判 S30.7.5 (百 55) p96
- ・最判 S32.2.28 (百 33) p143
- ・最判 S32.6.7 (百 81) p108、125
- ・最判 S33.3.7 p96
- ・最判 S33.7.8 (百 48) p69
- ・最判 S35.2.2 (百 63) p90
- ・最判 S36.4.27 (百 48) p70
- ・最判 S37.8.10 p108
- ・最判 S37.12.18 (百 9) p13
- ・最判 S38.2.21 (百 19) p32
- ・最判 S38.2.21 p145
- ・最判 S39.5.12 (百 70) p86
- ・最判 S39.6.26 (百 53) p73
- ・最判 S39.7.10 p143
- ・最判 S40.4.2 p121
- ・最判 S40.9.17 (百 76) p109、110
- ・最判 S41.1.27 (百 64) p90
- ・最判 S41.3.18 (百 21) p37
- ・最判 S41.3.22 (百 109) p166
- ・最判 S41.4.12 p62
- ・最判 S41.4.12 (百 A16) p70
- ・札幌高決 S41.9.19 (百 A2) p7
- ・最判 S41.9.22 (百 54) p95
- ・最判 S42.2.24 (百 A12) p59
- ・最判 S42.7.18 (百 82) p122
- ・最判 S42.10.19 (百 8) p13

- ・最判 S43.2.15 (百 94) p103
- ・最判 S43.2.22 (百 35) p44
- ・最判 S43.3.15 (百 99) p147
- ・最判 S43.3.28 (百 A19) p98
- ・最判 S43.5.31 p26
- ・最判 S43.8.27 (百 A4) p34
- ・最判 S43.9.12 (百 95) p147
- ・最判 S43.12.24 (百 A17) p71
- ・最判 S44.6.24 (百 84) p128
- ・最判 S44.7.10 p5
- ・最判 S44.7.10 (百 15) p28
- ・最判 S45.4.2 (百 30) p43
- ・最判 S45.4.23 (百 45) p63
- ・大阪地判 S45.5.28 (百 [4 版] 88) p133
- ・最判 S45.6.11 (百 52) p73
- ・最判 S45.6.24 p72
- ・最判 S45.7.15 (百 A9) p41
- ・最判 S45.10.22 (百 103) p159
- ・東京地判 S45.10.31 (百 43) p80
- ・最大判 S45.11.11 (百 13) p14、28
- ・最判 S45.12.15 (百 18) p33
- ・大阪高判 S46.4.8 (百 A28) p136
- ・最判 S46.6.25 (百 91) p77
- ・最判 S46.6.29 (百 A15) p70
- ・最判 S47.2.15 (百 23) p40
- ・最判 S47.6.2 p15
- ・最判 S46.6.3 (百 117) p173
- ・最判 S46.10.7 (百 A31) p152
- ・最判 S47.11.9 (百 A5) p27
- ・最判 S47.11.9 (百 A10) p41
- ・最判 S48.4.5 (百 74) p107、108
- ・最判 S48.4.24 (百 108) p17
- ・最判 S48.6.21 (百 87) p134
- ・最判 S48.7.20 (百 106) p161
- ・最判 S48.10.26 (百 7) p11
- ・最判 S49.4.26 (百 85) p129
- ・最判 S51.3.15 p11
- ・最判 S51.3.23 (百 42) p82
- ・最判 S51.7.19 (百 12) p26、27
- ・最判 S51.9.30 (百 79) p131
- ・最判 S51.10.21 (百 90) p138

- ・最判 S52.7.19 (百 A29) p101
- ・最判 S53.3.23 (百 89) p139
- ・最判 S53.7.10 (百 31) p82
- ・最判 S53.9.14 (百 88) p137
- ・東京高決 S54.9.28 (百 A36) p167
- ・最判 S55.1.11 (百 1) p5
- ・最判 S55.2.7 (百 46) p69
- ・最判 S55.10.23 (百 77) p120
- ・最判 S56.4.7 p5
- ・最判 S56.9.24 (百 41) p61
- ・最判 S56.12.16 (百 22) p38
- ・最判 S57.3.30 (百 A26) p121
- ・最判 S58.3.22 (百 111) p142
- ・最判 S58.10.18 p45
- ・最判 S61.3.13 (百 24) p40
- ・最判 S61.7.17 (百 83) p123
- ・最判 S61.9.4 (百 112) p170
- ・大阪高判 S62.7.16 (百 37) p50
- ・最判 S62.7.17 (百 96) p154
- ・最判 H元 3.28 (百 100) p151
- ・最判 H3.12.17 (百 37①) p49、51
- ・最判 H4.9.10 (百 116) p57、173
- ・最判 H6.5.31 (百 11) p15、152
- ・最判 H6.11.22 (百 113) p108、109、170
- ・最判 H7.2.21 (百 14) p28
- ・最判 H7.3.7 p45
- ・最判 H7.12.15 (百 78) 121
- ・最判 H9.3.14 (百 A27) p131
- ・最判 H10.2.27 p27
- ・最判 H10.4.30 (百 44) p80
- ・最判 H10.6.12 (百 80) p52、105、109、124、125、131
- ・最判 H10.6.30 (百 38) p52
- ・最判 H10.9.10 (百 39) p57、117
- ・最判 H11.1.21 (百 27) p42
- ・最判 H11.6.11 (百 26) p42
- ・最決 H11.11.12 (百 69) p88
- ・最判 H12.2.24 (百 25) p41
- ・最判 H12.7.7 (百 112) p153
- ・最判 H14.1.22 (百 104) p158
- ・最判 H15.7.11 (百 98) p151
- ・最判 H16.3.25 (百 29) p49



- ・最判 H17.7.15 p136
- ・最判 H18.4.14 (百 A11) p52
- ・最決 H18.10.3 (百 67) p88
- ・最判 H19.3.20 (百 40) p58
- ・東京地判 H19.3.26 (百 28) p42
- ・最判 H20.7.17 (百 97) p152
- ・最決 H20.7.18 (百 3) p7
- ・東京地判 H22.7.27 p77
- ・最判 H25.6.6 (H25 重判 1) p55
- ・最判 H26.2.27 (百 10) p15
- ・最判 R2.9.11 (R2 重判 2) p53

(参考文献)

- ・「重点講義 民事訴訟法(上)」第2版補訂版(著:高橋宏志-有斐閣)
- ・「重点講義 民事訴訟法(下)」第2版補訂版(著:高橋宏志-有斐閣)
- ・「民事訴訟法概論」初版(著:高橋宏志-有斐閣)
- ・「読解 民事訴訟法」初版(著:勅使川原和彦-有斐閣)
- ・「基礎からわかる民事訴訟法」初版(著:和田吉弘-商事法務)
- ・「新民事訴訟法講義」第2版補訂2版(著:中野貞一郎ほか-有斐閣大学双書)
- ・「民事訴訟法」第5版(著:上田徹一郎-法学書院)
- ・「民事訴訟法」第6版(著:伊藤真-有斐閣)
- ・「リーガルクエスト民事訴訟法」第3版(著:三木浩一ほか-有斐閣)
- ・「解析 民事訴訟」第2版(著:藤田広美-東京大学出版会)
- ・「講義 民事訴訟」第3版(著:藤田広美-東京大学出版会)
- ・「民事訴訟法講義案(再訂補訂版)」(司法協会)
- ・「民事訴訟法判例百選」第5版(有斐閣)
- ・「重要判例解説」平成18年度～令和2年度(有斐閣)
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011(日本評論社)
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2021(日本評論社)
- ・「受験新報」2006～2016(法学書院)
- ・「法学教室」2006Apr.NO.307(有斐閣)
- ・「事例で考える民事実認定」(司法研修所)
- ・「民事執行・保全法概説」第3版(著:中野貞一郎-有斐閣)